国土交通省

離島地域の事業者の設備投資を応援する

離島振興のための国税・地方税の優遇措置について

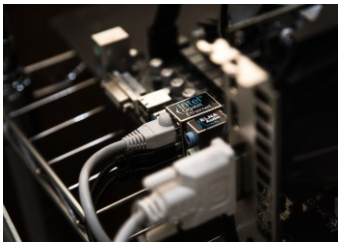

はじめに

離島地域は、四方を海等で囲まれた特徴的な地理的条件から、古くから漁業や海上輸送などの拠点として発展してきました。また、それぞれの離島で独自の自然環境や文化を形成しています。離島地域には、このような豊富な地域資源を活かした優れた特産品が存在します。

一方、離島地域には、本土と海等で隔絶されているなどの厳しい条件から、主要交通機関へのアクセスが容易でない、人口の流出に悩まされているなどの課題があります。

このような課題に離島地域が打ち克つには、地域活性化の核となる産業の振興を図ることが非常に重要です。そのため、国や地方公共団体は、離島振興法等に基づき、国税と地方税の優遇措置（離島税制）を導入し、法人税や固定資産税などの負担軽減を図り、離島地域内の事業者の皆様の積極的な設備投資を後押ししています。

【離島振興対策実施地域　概略図】

1 「離島税制」とは

離島地域の事業者の積極的な設備投資を応援する税制優遇措置です

「離島税制」は、離島振興法第４条に基づき都道県が策定する「離島振興計画」に産業振興促進事項を記載している場合に適用※される、**国税と地方税の優遇措置**です。

「離島税制」を活用することで、**製造業、旅館業、農林水産物等販売業及び情報サービス業等の事業者は、機械・装置、建物・附属設備及び構築物**の取得、建設、改修などを行う場合に、**５年間の割増償却（国税（法人税・所得税）の優遇措置）**が適用されるほか、地域によっては**固定資産税など地方税の優遇**を受けることができます。

※過疎地域持続的発展市町村計画において産業振興促進事項に記載された区域は対象外となります。

事業に伴う様々なニーズに合わせて活用いただけます

■ 最新の製造設備を導入して生産性を高めたい

離島税制は、製造精度の向上や、生産の効率化、老朽設備の更新などに対応する最新設備の導入などの場面で広く活用いただけます。

■ こだわりの特産品をブランド化したい

離島地域は、全国トップレベルのブランド力を発揮する農林水産物や地酒など特産品の宝庫です。離島税制は、このような特産品の販売拡大に欠かせない冷蔵・冷凍設備などの導入に広く活用いただけます。

■ 来島者に離島の魅力を満喫してほしい

離島税制は、建物や附属設備、構築物を建設・改修などした場合に広く活用いただけます。地元の地域資源を活かした旅館やホテルの建設・改修や、施設内の設備の刷新などにお役立ていただけます。

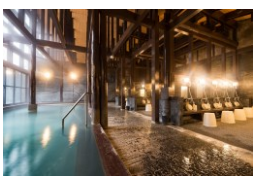

2 「離島税制」活用のメリット

優遇措置の適用により税負担が軽減されます

国税の優遇措置については、**取得価額の一定割合に相当する額を、当該事業年度より５年間、割増して減価償却（割増償却）**できます。割増償却することで、適用期間中の法人税の負担額が軽減（繰り延べ）されます。

また、地域によっては**法人事業税、固定資産税、不動産取得税の優遇措置**を導入している自治体があります。詳しくは最寄りの都道県・市町村の担当課にお問い合わせください。

幅広い業種と設備投資に適用されます

製造業、旅館業、農林水産物等販売業及び情報サービス業等の事業者が、**機械・装置、建物・附属設備及び構築物**の**取得、建設、改修等**を行う場合に適用を受けることができます（注）。

対象業種

- 製造業
- 旅館業
- 農林水産物等販売業
- 情報サービス業等

対象設備

- 機械・装置
- 建物・附属設備、構築物

（注）国税優遇措置の場合。地方税優遇措置についてはその離島を所管する都道県・市町村にお問い合わせください。

最小500万円の設備投資からご利用頂けます

製造業と旅館業については事業者の資本金の規模に応じて、**農林水産物等販売業と情報サービス業等**については資本金の規模に関わらず、**最小で500万円の設備投資**から適用を受けることができます（注）。

（注）国税優遇措置の場合。地方税優遇措置についてはその離島を所管する都道県・市町村にお問い合わせください。

3 国税の優遇措置について

離島振興計画において、産業振興促進事項に記載された区域内※で、事業者が対象の設備の**取得、建設、改修等**を行った場合、**５年間の割増償却**を行うことができます。割増償却することで、適用期間中の所得税または法人税負担が軽減（繰り延べ）され、より多くの資金を手元に確保することができます。

※過疎地域持続的発展市町村計画において産業振興促進事項に記載された区域は対象外となります。

■ 国税優遇措置の対象業種、取得価額等の要件

事業者の規模（資本金）		5,000万円以下（又は一定規模※２の個人事業主）	5,000万円超 1億円以下	1億円超
対象		機械・装置、建物・附属設備、構築物に係る取得等	機械・装置、建物・附属設備、構築物に係る新増設	
取得価額 ※1	製造業・旅館業	500万円以上	1,000万円以上	2,000万円以上
	農林水産物等販売業・情報サービス業等	500万円以上		
償却限度額		機械・装置：普通償却限度額の32% 建物・附属設備、構築物：普通償却限度額の48%		
適用期間		５年間		

※１　**補助金を活用して設備を取得等した場合、当該補助金の額を差し引いた金額が対象。**
※２　常時使用する従業員の数が1,000人以下

■ 割増償却を行った場合の減価償却額と法人税額

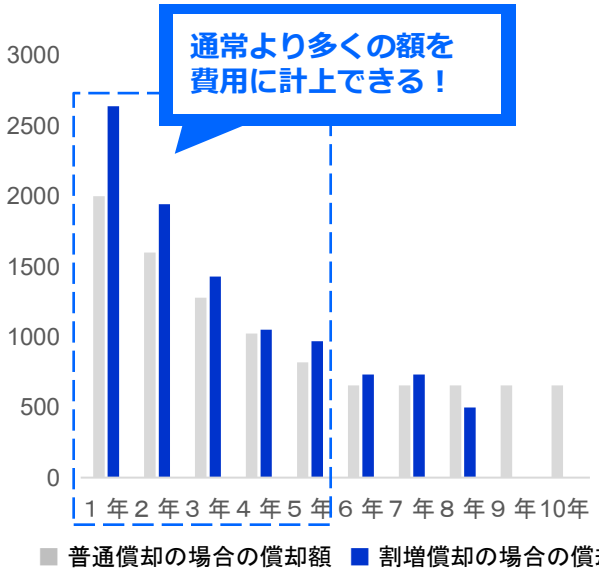

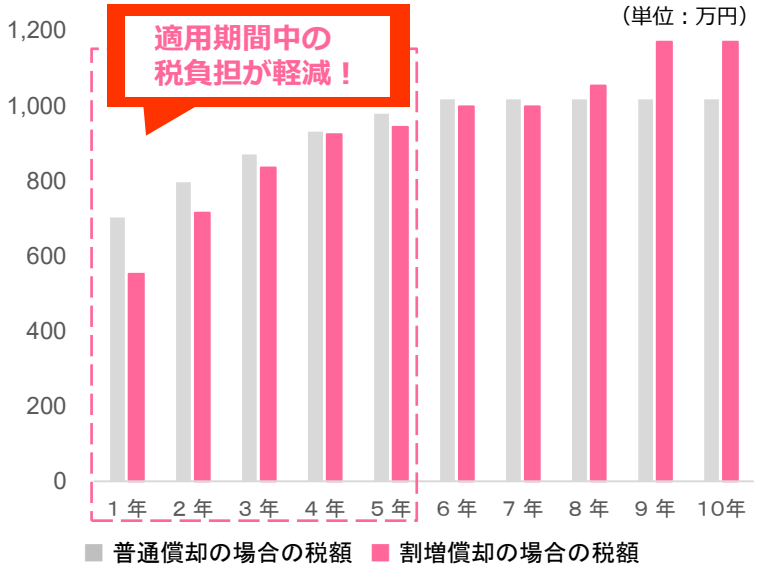

・償却前の課税所得額は５，０００万円　・取得価額１億円、法定耐用年数１０年の機械を定率法により償却

■　対象となる業種

製造業

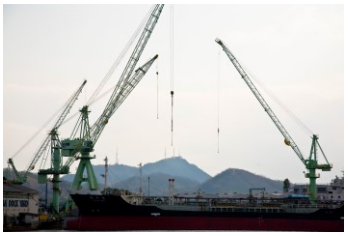

食料品製造業、木材・木製品製造業、繊維製造業、金属製品製造業、生産用機械器具製造業、輸送用機械器具製造業　等

【メモ】例えば、ノリの抄き上げ、シラスのボイルなどの水産加工を行っている事業者（漁協含む）も対象になります。

旅館業

ホテル営業、旅館営業　等

【メモ】民宿のほか、いわゆるゲストハウスも対象になります。

農林水産物等販売業

農畜産物・水産物卸売業、食料・飲料卸売業、野菜・果実小売業、食肉小売業、鮮魚小売業、酒小売業　等

【メモ】例えば、直売所を設置した農協や漁協も対象になります。

情報サービス業等

情報サービス業、有線放送業、インターネット附随サービス業　等

【メモ】例えば、行政が後押しして島にサテライトオフィスを新設したIT事業者も対象になります。

■　対象となる設備

設備の**取得、建設、改修など**を行う場合に適用が受けられます

機械・装置

＜具体例＞
- 食品、金属製品、電気機器、その他の製造設備
- 酒類の醸造設備
- 発電（太陽光ほか）設備
- 機械式立体駐車場　等

建物・附属設備

＜具体例＞
- 事務所、店舗、工場、倉庫
- 照明、水道、ガス、空調設備
- 昇降機設備
- 消火・排煙設備、火災報知器
- 格納式避難設備　等

構築物

＜具体例＞
- 塀、防壁
- 貯水用タンク
- アンテナ
- 青空駐車場の舗装路面
- アスファルト敷の舗装路　等

※　対象業種・対象設備の詳細は、最寄りの税務署にご確認ください。

4 地方税の優遇措置について

離島振興計画において、産業振興促進事項に記載された区域内で、事業者が対象の設備を新設または増設した場合に、都道県または市町村によっては、国の財政支援（減収補填）を受けて、事業税、不動産取得税、固定資産税の税率を優遇する措置をとっている場合があります。詳しくはその離島を所管する都道県・市町村の離島振興担当課にお問い合わせください。

※過疎地域持続的発展市町村計画において産業振興促進事項に記載された区域は対象外となります。

■ 国の財政支援の対象となる地方税優遇措置の対象業種、取得価額等

事業者の規模（資本金）		5,000万円以下	5,000万円超 1億円以下	1億円超
対象		機械・装置、建物・附属設備等に係る新増設		
取得価額※	製造業・旅館業	500万円以上	1,000万円以上	2,000万円以上
	農林水産物等販売業・情報サービス業等	500万円以上		

※ **補助金を活用して設備を取得等した場合、当該補助金の額を差し引いた金額が対象。**

■ 地方税優遇措置の例（笠岡市による固定資産税の特例措置）

離島振興対策実施地域における固定資産税の課税の特例に関する条例	
対象設備	家屋及び償却資産並びに当該家屋の敷地である土地
特例内容	当該固定資産税を最初に課税すべきこととなる年度以降３箇年度に限り、固定資産税の課税を免除する。

（注）条例の内容を簡略化して記載しています。具体的な要件等は当該地方公共団体にお問い合わせください。

5 「離島税制」活用事例

業種	製造業（酒造）
取得件数	２件（建物１件、機械１件）
取得等の価額	6,200万円
設備投資の概要	酒造場が手狭になったため、新たな建物を借受け、酒蔵として改修し、清酒製造に使用する機器を取得した。離島税制については、国税の優遇措置及び地方税の優遇措置を活用した。
事業者の声	大規模な設備投資を行い、少しでも経費を節約したかったので様々な制度を調べた結果、この制度がちょうどよかったため利用した。やはり、国税の優遇措置（割増償却）と地方税の優遇措置（固定資産税の免除）のおかげで、設備投資の後に少しでも多く手元にお金を残せるのはありがたい。

業種	旅館業
取得件数	３件（建物１件、附属設備１件、構築物１件）
取得等の価額	３億3,200万円
設備投資の概要	島の観光の活性化に対応するため、東京の企業が離島での新たなホテル事業へ参入した。離島税制については、国税の優遇措置及び地方税の優遇措置を活用した。
事業者の声	顧問税理士からの紹介でこの制度を知った。法人税の繰延べができるため、その分、手元に資金を残すことができて良かった。また、地方税の優遇措置（固定資産税の免除）のおかげで節税ができた。

業種	農林水産物等販売業（養豚業）
取得件数	３件（建物３件）
取得等の価額	4,400万円
設備投資の概要	既存の施設では手狭になったため、新たな豚舎等を建設した。離島税制については、国税の優遇措置（割増償却）を活用した。
事業者の声	この制度を利用することで、税金額をおさえることができた。特に設備投資をした後には、手元に残る資金が減ってしまうので、課税の繰延べをすることで、手元に残る資金が少しでも多くなるのがうれしい。

6 「離島税制」ご利用の手続き

国税に関する手続き

国税の優遇措置の適用を受けるためには、市町村から、租税特別措置法の適用の前提である離島振興計画の「産業振興促進事項」に適合している旨の確認を受け、税務署に必要書類を提出する必要があります。

確認申請書の提出	適合性の確認	税務署へ提出	優遇措置の適用
	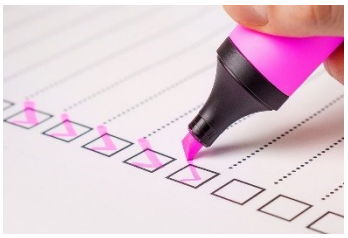		
確認申請書に必要事項を記入し、市町村の窓口に提出。 （様式は市町村が発行）	確認申請書の内容が、離島振興計画の「産業振興促進事項」に適合しているかを市町村が確認。	市町村が計画に適合している旨確認したことを証する書類及び税務申告書類を税務署に提出。	

地方税に関する手続き

地方税の優遇措置の適用を受けるためには、都道県又は市町村に課税免除又は不均一課税を申請する必要があります。詳しくはその離島を所管する都道県又は市町村にお問い合わせください。

7 「離島税制」相談窓口

国税に関すること

- 最寄りの税務署
- 市町村の担当部署　※確認書の提出関係等
- 国税庁タックスアンサー（よくある質問）
  https://www.nta.go.jp/taxes/shiraberu/taxanswer/index2.htm

地方税に関すること

- 市町村の税窓口
- 都道県の税事務所

参考 「離島税制(国税)」確認申請書/確認書 様式例

・国税の優遇措置の適用対象であることを市町村から確認を受けるための申請書の様式例です。
・市町村から交付された確認書は、税務申告書類とともに税務署に提出する必要があります。
・**<u>実際の様式は市町村により異なります。</u>**詳しくは市町村の担当部署にお問い合わせください。

【参考様式】

産業振興機械等の取得等に係る確認申請書
（租税特別措置法施行規則第○条の○第○項該当）

令和○○年○○月○○日

○○市町村長　殿

住所又は所在地
法人名
氏名又は代表者
TEL

下記のとおり取得等を行った設備が、当該設備が導入された場所が属する離島振興対策実施地域に係る○○都道県が策定する離島振興計画（以下「○○都道県離島振興計画」という。）の産業振興促進事項に適合するものである旨確認願いたく申請いたします。

記

申　請　者	住所又は所在地	○○県○○市○○町○○　○－○
	法人名 氏名又は代表者	株式会社○○工業 代表取締役　○○　○○
	業種 （当てはまるものに○）	製造業　・　旅館業 農林水産物等販売業　・　情報サービス業等
	資本金又は出資金の額	○○○万円
導入した 産業振興機械等	電子部品製造機械　※設備等が複数ある場合には別紙に表を添付することで対応	
産業振興機械等を 導入した場所	○○県○○市○○町○○　○－○	
取得価格	○○○万円　※設備等が複数ある場合には別紙に表を添付することで対応	
導入経緯・目的	携帯電話（スマートフォン）向けの新たな部品の供給を行うため、電子部品基板の製造に必要となる工作用機械を取得した。	
雇用の状況	従業員数［令和○○年○○月○○日現在］	○○名
	今回の設備投資に伴う新規雇用者数	○○名　※予定も含む

==========

上記の記載内容を確認し、
1. 貴殿の産業振興機械等の導入した場所が、「○○都道県離島振興計画の産業振興促進事項」に記載された区域内に所在するもの。
2. 貴殿の事業が、「○○都道県離島振興計画の産業振興促進事項」に記載された業種に属するもの。
3. 貴殿の産業振興機械等の取得等が、○○市町村の産業の振興に寄与するものであり、「○○都道県離島振興計画の産業振興促進事項」に適合したものであることを確認した。

令和○○年○○月○○日　　○○市町村長　○○　○○

参考

「離島税制」が適用される地域

令和７年３月時点

…適用地域

都道県名	市町村名	島　名
北海道	礼文町	礼文島
	利尻町	利尻島
	利尻富士町	
	羽幌町	焼尻島
		天売島
	奥尻町	奥尻島
	厚岸町	小　島
宮城県	女川町	出　島
		江　島
	石巻市	網地島
		田代島
	塩竈市	寒風沢島
		野々島
		桂　島
		朴　島
山形県	酒田市	飛　島
東京都	大島町	大　島
	利島村	利　島
	新島村	新　島
		式根島
	神津島村	神津島
	三宅村	三宅島
	御蔵島村	御蔵島
	八丈町	八丈島
	青ヶ島村	青ヶ島
新潟県	粟島浦村	粟　島
	佐渡市	佐渡島
石川県	輪島市	舳倉島
静岡県	熱海市	初　島
愛知県	西尾市	佐久島
	南知多町	日間賀島
		篠　島
三重県	鳥羽市	神　島
		答志島
		菅　島
		坂手島
	志摩市	渡鹿野島
		間崎島
滋賀県	近江八幡市	沖　島

都道県名	市町村名	島　名
兵庫県	南あわじ市	沼　島
	姫路市	男鹿島
		家　島
		坊勢島
		西　島
島根県	隠岐の島町	島　後
	海士町	中ノ島
	西ノ島町	西ノ島
	知夫村	知夫里島
岡山県	備前市	大多府島
		鴻　島
	瀬戸内市	前　島
	岡山市	犬　島
	玉野市	石　島
	倉敷市	松　島
		六口島
	笠岡市	高　島
		白石島
		北木島
		真鍋島
		小飛島
		大飛島
		六　島
広島県	福山市	走　島
	尾道市	百　島
		細　島
	三原市	佐木島
		小佐木島
	大崎上島町	生野島
		大崎上島
		長　島
	呉市	三角島
		斎　島
		情　島
	大竹市	阿多田島
	江田島市	
	広島市	似　島

…適用地域

都道県名	市町村名	島　名
山口県	岩国市	端　島
		柱　島
		黒　島
	周防大島町	情　島
		浮　島
		前　島
		笠佐島
	柳井市	平郡島
	田布施町	馬　島
	平生町	佐合島
	上関町	祝　島
		八　島
	光　市	牛　島
	周南市	大津島
	防府市	野　島
	下関市	蓋井島
		六連島
	萩　市	見　島
		大　島
		櫃　島
		相　島
徳島県	阿南市	伊　島
	牟岐町	出羽島
香川県	小豆島町	小豆島
	土庄町	沖之島
		小豊島
		豊　島
	直島町	直　島
		屏風島
		向　島
	高松市	男木島
		女木島
		大　島
	坂出市	櫃石島
		岩黒島
		与　島
		小与島
	丸亀市	本　島
		牛　島
		広　島
		手　島
		小手島
	多度津町	佐柳島
		高見島
	三豊市	粟　島
		志々島
	観音寺市	伊吹島

都道県名	市町村名	島　名
愛媛県	上島町	高井神島
		魚　島
		弓削島
		佐　島
		生名島
		岩城島
		赤穂根島
	今治市	鵜　島
		津　島
		大下島
		小大下島
		小　島
		来　島
		馬　島
		比岐島
	新居浜市	大　島
	松山市	安居島
		興居島
		野忽那島
		睦月島
		中　島
		怒和島
		津和地島
		二神島
		釣　島
	大洲市	青　島
	八幡浜市	大　島
	宇和島市	嘉　島
		戸　島
		日振島
		竹ヶ島
高知県	宿毛市	沖の島
		鵜来島
福岡県	北九州市	馬　島
		藍　島
	宗像市	地　島
		大　島
	新宮町	相　島
	福岡市	玄界島
		小呂島
	糸島市	姫　島
佐賀県	唐津市	高　島
		神集島
		小川島
		加唐島
		松　島
		馬渡島
		向　島

…適用地域

都道県名	市町村名	島　名
長崎県	対馬市	対馬島
		海栗島
		泊　島
		赤　島
		沖ノ島
		島山島
	壱岐市	壱岐島
		若宮島
		原　島
		長　島
		大　島
	松浦市	黒　島
		青　島
		飛　島
	平戸市	大　島
		度　島
		高　島
	佐世保市	宇久島
		寺　島
		高　島
		黒　島
	小値賀町	六　島
		野崎島
		納　島
		小値賀島
		黒　島
		大　島
		斑　島
	新上五島町	中通島
		頭ヶ島
		桐ノ小島
		若松島
		日ノ島
		有福島
		漁生浦島
	五島市	奈留島
		前　島
		久賀島
		蕨小島
		椛　島
		福江島
		赤　島
		黄　島
		黒　島
		島山島
		嵯峨島
	西海市	江　島
		平　島
		松　島
	長崎市	池　島
		高　島

都道県名	市町村名	島　名
熊本県	上天草市	湯　島
		中　島
	天草市	横浦島
		牧　島
		御所浦島
		横　島
大分県	姫島村	姫　島
	津久見市	地無垢島
		保戸島
	佐伯市	大入島
		大　島
		屋形島
		深　島
宮崎県	延岡市	島野浦島
	日南市	大　島
	串間市	簗　島
鹿児島県	長島町	獅子島
	出水市	桂　島
	薩摩川内市	上甑島
		中甑島
		下甑島
	鹿児島市	新　島
	西之表市	馬毛島
		種子島
	中種子町	
	南種子町	
	屋久島町	屋久島
		口永良部島
	三島村	竹　島
		硫黄島
		黒　島
	十島村	口之島
		中之島
		諏訪之瀬島
		平　島
		悪石島
		小宝島
		宝　島